			五　尿中の潜血検査	
			六　医師が必要と認める場合は、尿沈渣検鏡の検査又は尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査	
			(八)	(九)	(十)
			ジアニシジン及びその塩（これらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	（略）	（略）
			六月	（略）	（略）
			一　業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）	一　業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）	一　業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
			二　作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）	二　作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）	二　作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）
			三　ジアニシジン及びその塩による皮膚の刺激症状、粘膜刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	三～六　（略）	三　（略）
			四　皮膚の刺激症状、粘膜刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査		
			五　皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）		
			六　尿中の潜血検査		
			七　医師が必要と認める場合は、尿沈渣検鏡の検査又は尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査		

			（新設）	
			(四)	(五)
			（略）	（略）
			（略）	（略）
			一　業務の経歴の調査	一　業務の経歴の調査
			（新設）	（新設）
			二～五　（略）	二　（略）